

(様式1)

審査基準（申請に対する処分関係）

(変更)

		担当課	長寿介護課	検索番号	3-13
法令名	介護保険法	根拠条項	第98条第1項第4号		
許認可等	介護老人保健施設の広告事項の許可				

(根拠規定)

○介護保険法（平成9年法律第123号）

(広告制限)

第98条 介護老人保健施設に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

- 一 介護老人保健施設の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 二 介護老人保健施設に勤務する医師の及び看護師の氏名
- 三 前2号に掲げる事項のほか、厚生労働大臣の定める事項
- 四 その他都道府県知事の許可を受けた事項

(許認可等の基準)

○介護老人保健施設に関して広告できる事項について（平成13年老振発第10号）

介護老人保健施設に関する広告については、介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第98条の規定により制限が設けられており、同条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を広告できるほか、同項第3号により厚生労働大臣の定める事項について広告することができることとなっている。

また、広告できる事項として厚生労働大臣の定めるものについて平成11年3月厚生省告示第97号（厚生労働大臣の定める介護老人保健施設が広告し得る事項）により、介護老人保健施設に関して、法第98条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げるもののほか、次の事項について広告できることとされている。

- (1) 施設及び構造設備に関する事項
- (2) 職員の配置員数
- (3) 提供されるサービスの種類及び内容（医療の内容に関するものを除く。）
- (4) 利用料の内容

具体的な取扱いについては、左記のとおりであるので留意されたい。

記

1 施設及び構造設備に関する事項

介護老人保健施設の施設及び設備構造に関する事項について、その内容を広告できること、具体的には、以下の内容のものについて広告できること。

- イ 療養室（広さ、個人用ロッカー、洗面所等の設備）
- ロ 機能訓練室（広さ、機械・器具等の設備）
- ハ 認知症専門棟を有する介護老人保健施設については、その旨及び定員、施設設備
- ニ 食堂（広さ、設備等）
- ホ 談話室、レクリエーション・ルーム（広さ、テレビ・ソファ等の設備）
- ヘ 浴室（特別浴槽等の設備）

ト 当該介護老人保健施設の協力病院及び協力歯科医療機関
チ 当該介護老人保健施設に在宅介護支援センターを設置している場合は、その旨及びその事業内容等

リ 当該介護老人保健施設に訪問看護ステーション又は特別養護老人ホーム等を併設している場合は、その旨及びその事業内容等
ヌ その他特色ある施設（ボランティア・ルーム、家族介護教室等の設置状況）

2 職員の配置員数

介護老人保健施設に配置される職員の職種ごとの員数を広告できること。広告できる職員の員数は、常勤換算した場合の員数とすること。なお、医師又は看護婦の技能、経歴、年齢又は性別に関する事項についても広告できること。

3 提供されるサービスの種類及び内容

(1) レクリエーション、理美容その他日常生活上のサービスの内容について広告できること。
具体的には、以下の内容について広告できること。

イ レクリエーションの内容

ロ 生活上のサービスの内容……入浴回数、機能訓練の回数等

(2) 指定通所リハビリテーション又は指定短期入所療養介護を実施している介護老人保健施設については、その旨を広告できること。この場合においては、指定通所リハビリテーションの定員数及びその実施時間についても広告できること。

(3) 利用料の徴収できる「特別な療養室」を有する施設については、その旨及びその室数について広告できること。

(4) 紹介することができる他の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、**介護医療院**、病院又は診療所の名称について広告できること。

(5) 当該介護老人保健施設によるサービスの提供に関する諸記録に係る情報を開示することができる旨を広告できること。

(6) 医療の内容に関する事項は広告できないこと。

4 利用料の内容

介護老人保健施設において徴収する利用料（日常生活費その他の費用を含む。）の費目、金額、支払方法及び領収について広告することができること。

5 その他

広告内容は虚偽であってはならないこと。

(その他)